

テーマ「子育て支援に関する事務の執行について」

No.	監査結果（抜粋）	区分					対応状況	
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難	措置内容／措置困難理由	措置公表日
		4	55	26	30	3		
	※見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。							
1	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (1) 福山ネウボラ相談窓口「あのね」の実施体制の見直しについて	利用者支援事業（13か所）は、人件費負担や一部は賃料負担もある。他市における設置状況（福山市は窓口数と対応人数が多い）、窓口別の来所による相談実績件数（0.6～3.0件/日である）、利用者の利用状況（設置場所により利用数の多寡があり、利用意思のある未就学児の約3割の利用にとどまっている）に加え、他の子育て施策の充実化や、少子化、乳児期から子どもを預けて働く母親の増加傾向などを踏まえると、経済性・効率性の観点から疑問なしとしない。最も望ましいのは、潜在的な相談需要を掘り起こして市の用意した人員・設備等を市民に十二分に利用してもらうことであるが、市民による利用増が容易に見込めないのであれば、より効率的に運営することを考えないわけにはいかない。例えば、市内6区域の行政窓口と公立の保育施設に重複する窓口を常設して人員配置するよりも、相談件数が少ない窓口については、「あのねめまぐま」のように常設型ではなく出張型とする、公立の保育施設では後述（2-1-2）の地域子育て支援拠点事業に特化し、より深い支援が必要となった場合に地域子育て支援拠点事業による相談対応から別の行政窓口で常駐するネウボラ相談員が連携を受けて対応する、といった柔軟な体制を検討することも必要ではないだろうか。	●	○			2022年（令和4年）4月から、2か所の相談窓口では、地域子育て支援拠点事業との兼務職員を配置しており、子育て支援事業利用者の中にいる潜在的な相談需要の掘り起こしを行うなど、子育て支援拠点と一体となって対応することや、「ことばの相談室」との連携により効果的な事業運営に取り組んでいるところである。 「あのね」では妊娠前から出産・子育てまで相談に応じる総合相談窓口として相談・支援を行っており、2021年（令和3年）11月からは、オンライン相談も開始した。 指摘にある「窓口別の来所による相談実績件数」には上がっていない。母子健康手帳交付や電話での相談も「あのね」では行っている。 母子健康手帳交付時には、全局面談を実施して、妊娠の状況把握を行いリスクアセスメントを行っており、リスクの高い妊婦においては、1時間以上の面談となる事もあり、その後の関係機関との連携にも時間を要している。保育所は母子健康手帳の交付実績は少ないが、土曜日に開設しているため、就労している母親の利用が多く、需要は高いと考える。更に、出産の不安が高まる妊娠後期に、「あのね」から電話を入れ、状況を把握したり産前産後面談を実施し、顔の見える関係を構築しているところである。 引き続き、現状の効果を検証しながら、運営に取り組む。	2022/9/14
2	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (2) 地域子育て支援拠点事業（公立分）の体制の見直しについて	地域子育て支援事業は、スペースとしては既存の保育施設の一部屋を活用しており、公立と私立のセンター型を除き、賃料負担はない。保育士は専任で2名以上が必要となるため、公立では14名の人員負担がある。他市における設置状況（福山市の拠点数は多い）、拠点別の利用状況（設置場所により利用件数の多寡が見られ、国が目安とする10件/日を下回る拠点が3拠点ある）、市街地にある2拠点以外の5拠点はブロック内の利用にとどまっていること、公立5日型の利用件数は私立5日型の利用件数より少なく、事業費は公立の方が高いこと、私立は3日型を基本に増設していること、私立の3日型でも公立の5日型を超える利用が見られること、ネウボラ相談窓口「あのね」と同一の場所で2つの相談事業を並行して実施していること（公立の保育施設において、「あのね」窓口として看護職1名と保育士1名が相談事業を実施している横で、地域子育て支援事業として別の保育士2名が別途相談事業を実施している）、少子化や乳児期から子どもを預けて働く母親の増加により利用数が減少傾向にあることから、潜在的な相談需要の掘り起こし等が容易に見込めないのであれば、ブロック別の7拠点で一律の人員配置をするのではなく、利用数が少ない拠点は3日型にする、ネウボラ相談員も含めたより柔軟な人員配置を再検討するといった体制の見直しが必要と考える。	●	○			保育施設の利用については、日によって利用者のばらつきはあるものの、1対1で相談を行う重点相談日、また、遊びの中で相談ができる開放日など、保護者のニーズに合った内容で実施している。 2022年（令和4年）4月から、2施設の拠点において、ネウボラ相談員との兼務職員を配置し運営しており、子育て支援事業利用者の中にいる潜在的な相談需要の掘り起こしを行っている。	2022/9/14
3	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (3) ふくやま子育て支援センター事業の内容、実施場所の再検討について	子育て支援センターは、ローズコム（図書館）、エフビコRIM福山、すこやかセンターと移転を続け、「えほんの国」を早期に再開することを目標に再開場所が検討され、空きスペースのある商業施設に、「えほんの国」と合わせて移転することとされた。「えほんの国」の機能は中長期的に見直す方向であるため、子育て支援センターの実施場所も同様の位置づけと考えられるが、本来は、子育て支援センターの機能と実施場所を、事業費負担も含めて検討すべきと考えられるところ、エフビコRIM福山で実施されていた「えほんの国」事業の指定管理者に対する委託料と移転後の賃料を比較して移転場所が判断されたことが適切かは評価が分かれるところと思われる。現状の子育て支援センターは、地域子育て支援拠点事業のプレイルームと「えほんの国」事業のスペースが大半を占めているが、利用者数や駐車場が限定される現在の場所で当該事業を実施する意義があるかどうかを含め、子育て支援センターの事業内容、実施場所、実施体制について、継続的に検討されたい。	●	○				
4	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (4) えほんの国事業を市の事業として実施する意義や実施場所の再検討について	「えほんの国」はエフビコRIM福山の閉鎖によりいったん中断したものの、利用者の声や市の子育て支援の充実策の一貫として、令和3年5月に再開された。「えほんの国」を開始した平成25年度当初に比べ、地域子育て支援事業における子どもの遊び場、ネウボラ相談窓口「あのね」における相談の場を政策的に増やしてきた一方で、少子化や乳児期から子どもを預けて働く母親の増加により利用者層は減少傾向にあるという状況変化がある。また移転後の「えほんの国」は、エフビコRIM福山の時の実施スペースから約1/3に縮小し、利用者層や利用できる人数が限定されたが、事業費負担は増加し、1拠点にして地域子育て支援拠点事業（公立分）のほぼ4か所分の事業費負担となっている。また年間運営費のほぼ3年分に上る移転時の初期費用は、移転判断時の検討資料に記載されていなかった。未就学児を主な対象とする絵本やイベントに関して、各地区の図書館や保育施設、商業施設で実施されている取り組みと類似すると思われる中、この種の場所をより増やすべきという意見もあり、当該事業の実施意義や実施場所、実施形態について、継続的に検討していくことが望まれる。	●	○				
5	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (5) 健康診断の未受診者への対策について	1歳6か月児健診と3歳児健診について、例年は集団健診のみのところ、直近では新型コロナの影響により、集団健診の1回当たりの人数を制限したり、予定していた集団健診が実施できなかったりしたため、個別健診となる対象者が増加した結果、個別健診の対象となった者の受診率が低下した。 未受診者に対しては、学区担当保健師が積極的に電話連絡・家庭訪問を行い、受診勧奨をしているが、保育所等や幼稚園に通園中の子どもを持つ保護者や家庭で保育をしている保護者が、仕事や家事の都合をつけて任意の日で複数の病院を受診するハードルはそれなりに高いのではないかと考えられる。母子保健法で幼児健診の受診時期が規定されているが、このような不測の事態においては、例年通りの年齢にこだわらずに、令和3年度の落ち着いたタイミングで、前期の対象児童に対して再度集団健診を実施するなど、柔軟な対応を検討してもよかつたのではないだろうか。今後も新型コロナに限らず、自然災害など不測の事態により集団健診が実施できない事態は想定されるが、4か月・1歳6か月・3歳という就学前の一定の時期に医療機関と連携することで、保護者が気付かないような医療的な問題を早期に見出すだけでなく、市の保健師やキラキラサポーターといったボランティアの方がその場に同席し、幼児の健康に資するような助言を行う貴重な機会であるから、このような機会をいかにして確保するか、当期に実施できない場合は翌期に別の形で実施する他の手立てはないか、慎重に検討するとともに、今後同様の事態が起きた場合に活かせるよう、令和2年度の事例・結果を参考に、平時から検討・計画しておくことが望まれる。	●	○				

No.	監査結果（抜粋）	区分				対応状況		
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難	措置内容／措置困難理由	措置公表日
6	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (6) 乳児全戸訪問の訪問体制について	令和2年度は新型コロナの影響があったものの、訪問者ごとの割合によると、学区担当保健師による訪問件数・訪問割合が3,372人中1,688名と多かった。これは訪問区分の目安として予め設定した保健師の訪問割合の2倍（目標：25%、令和2年実績：50%）であり、継続支援となった養育支援の対象が約110名であることを踏まえても、保健師訪問が多くなっている。現状の市から妊産婦・幼児へのコンタクトのタイミングは、7回（①妊娠届、②産前面談、③産後訪問〔当事業〕、④4か月児健診、⑤8-9か月児健康相談、⑥1歳6か月児健診、⑦3歳児健診）があるが、産後訪問前の①②やネウボラ相談で得られた情報に加え、妊娠時・出生時の医学的な情報から訪問者を判定しており、少しでもリスク兆候があれば学区担当保健師が訪問して問題の早期予防に努めている結果と考えられる。ただしその後のコンタクトのタイミングや、ネウボラ相談、保健師による相談・訪問、子ども家庭総合支援拠点事業による訪問など、産後訪問以外にもさまざまな取組がなされている。産婦の年齢などのリスク判定項目は継続して見直し、保健師による産後訪問を幅広く増やすのではなく、育児家庭訪問員やキラキラサポーターを活用しつつ、産後訪問以外のコンタクトのタイミングから得られた情報を連携して支援していくことで、より効果的・効率的な支援ができると考えられる。学区担当保健師がよりハイリスクな乳児家庭の訪問に注力できるよう、また外部の専門職である育児家庭訪問員や、子育て経験があり、子育て支援に熱意のあるボランティアであるキラキラサポーターの方を積極的に活用し、地域全体で子育て家庭を支援していく雰囲気醸成するためにも、訪問結果から得られた情報を集約した上で、訪問者を決定するための判定指標を継続的に見直し、必要十分な体制、効果的・効率的な体制をめざす取組が必要と考える。	●	○			赤ちゃん訪問をする訪問者の選定については、妊娠期からの状況（妊娠届や産前面談等）や赤ちゃん誕生届出カードの情報、子ども家庭総合支援拠点等との連携など、様々な情報をもとに、訪問者を決定している。この指標は、定期的に見直しを行っており、直近では2022年（令和4年）4月に行っている。引き続き、効果的・効率的な事業の運営に向けて、対応していく考えである。	2022/9/14
7	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (7) 自立支援教育訓練給付金事業の給付金の計算方法について	自立支援教育訓練給付金事業は、ひとり親の自立に向けた教育訓練講座の受講料を支給する事業だが、支給額や支給時期について、厚労省のハローワークによる同様の制度と比較すると厳しい条件となっている。国の要綱を基に行う事業であり、国庫負担3/4と負担率が比較的高く、市の負担は1/4と低い水準にある中で、令和元年度に看護師等の高度な専門資格を対象に加えた際に、対象資格や利用実態に見合った制度設計を市として検討してもよいのではないだろうか。ただし県の事業で、別途「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」があるため、こちらの利用を促すということであれば、県の事業ではあるが、市の「ひとり親家庭のしおり」やホームページにて紹介・告知することも検討されたい。	●	○				
8	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (8) ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業の対象者について	ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業は、国の要綱は“ひとり親家庭の子ども”を対象としているが、市の要綱は中学生に限定している。国による支援の考え方を参照すると、中学生よりも学習内容が高度化し、精神面でより成熟し不安やストレスも複雑化する高校生にも必要な事業と考えられること、近隣他市（広島市・岡山市）では高校生まで対象に含んでいること、福山市は令和2年度から中学生の定員を拡大したものの、新型コロナの影響もあり利用数が定員に満たなかったことから、福山市においても高校生まで対象を拡大することも検討してはどうか。	●	○				
9	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (9) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業及び母子・父子自立支援プログラム策定事業の体制見直しについて	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業は、一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会へ事業委託しており、相談員2名が事業にあたっているが、令和2年度の活動実績は新型コロナの影響もあろうが、10数件と少なくなっている。対象者が自らインターネット等で情報を得やすくなったほか、ひとり親家庭へのサポートの充実によるものである。福山市にもひとり親家庭自立支援員が別途3名常駐しているため、体制の見直しを検討する時期ではないだろうか。	●	○				
10	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (10) ひとり親家庭等の施策の告知の見直しについて	ひとり親家庭等の施策について、近隣他市（広島市・岡山市・倉敷市）と比較して、ホームページに掲載されていない情報が散見された。福山市は、事業の対象者になるであろう児童扶養手当受給資格者に向けて配布や通知を行っているが、ホームページ上で広く告知することで、事業の潜在的な利用者も含めて、必要な人に支援が行き届きやすくなる。当該事業を利用しようとする者も、事前に容易に基礎情報を得られることで、市に問い合わせる際の心理的なハードルが下がったり、市からの制度説明もよりスムーズにいくなど、利便性が高まると考えられる。また、現状の福山市のホームページでは、ひとり親家庭に対する施策・事業が他市のように一覧になっておらず、目当ての事業にたどり着きにくい仕様になっている。紙ベースの「ひとり親家庭のしおり」は25ページにも及ぶことから、他市を参考に、ホームページでの事業の検索性を上げることも必要ではないだろうか。さらに福山市の対象者が利用できる県の事業が紹介されていないため、ホームページや「ひとり親家庭のしおり」で県の事業を紹介することも検討されたい。	●	○				
11	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (11) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務の委託について	他市では、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を委託しており、福山市も外部委託を検討したが、個人情報のセキュリティ面等の理由から断念した。福山市の統一ルールとしてのセキュリティルールの遵守することも大事だが、専門的な外部業者に委託することで、市の業務負担を減らし、効果的・効率的に事業を行うことが可能になるため、セキュリティ確保と事業の効果・効率化を両立させながら、継続的にセキュリティルールの柔軟な見直しも検討されたい。	●	○		個人情報のセキュリティに関する対応の見直しを行い、2023年度（令和5年度）から本業務について外部委託を実施している。	2023/9/14	
12	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (12) 母子生活支援施設に関する費用負担部門の適切性について	DV被害者である母子について、母子生活支援施設への入所を決定するのも、入所後も必要に応じて母子生活支援施設の自立支援員と連携して対応するのも、DVを担当する青少年・女性活躍推進課である。ネウボラ推進課は、過去から母子生活支援施設に関する事業を所管するが、福山市の母子生活支援施設であった久松寮は令和2年度末をもって廃止され、現在は入居可能な市外の母子生活支援施設の調査や、入所のための連絡調整業務を担いつつ、施設費を負担している。施設費が発生するまでの措置判断や、退所・自立に向けた支援について、主に関与するのは青少年・女性活躍推進課であることから、当該施設費の発生から終了までの責任を有するのは青少年・女性活躍推進課であるといえるが、ネウボラ推進課が施設費を負担しており、費用の責任部門と費用負担部門が明確に整合しない状況となっている。福山市が保有する母子生活支援施設に関する事業の所管がネウボラ推進課であったため、母子生活支援施設に関する費用として他市の母子生活支援施設費も含めてネウボラ推進課の負担となったことが考えられるが、すでに福山市の施設は廃止されており、現状のDV被害者に係る他市の母子生活支援施設費はネウボラ推進課にとって管理可能な費用ではない。費用の責任部門と費用負担部門は明確に整合させた方が費用管理上望ましいため、費用負担部門について再度検討するべきではないだろうか。	●	○		母子生活支援施設は児童福祉法に規定された子どもの福祉のための施設であり、母子生活支援施設に関する事務については、主にネウボラ推進課が所管するという点は現状どおりと考えている。DV被害がある場合の対応は青少年・女性活躍推進課の所管であるため、今後も個々の状況に応じ、どのような支援が入所者にとって適切であり、事務上も効率的であるかという視点を持ちながら、十分に連携しながら取り組んでいく。		

No.	監査結果（抜粋）	区分		対応状況			措置公表日
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難	
13	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (13) 子ども家庭総合支援拠点の実施体制の継続的な見直しについて		●		○		
14	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (14) 子ども医療費の助成に関する財政負担と制度の在り方について		●		○		
15	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (15) ひとり親家庭等医療費の助成に関する財政負担と制度の在り方について		●		○		
16	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (16) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）に関する未利用理由の調査、実態調査の必要性について		●		○	2021年（令和3年）1月、現在活動中の協力会員・両方会員対象にアンケート調査を実施した。当該アンケート結果を踏まえ、より使いやすい制度となるよう、課題とその対応について継続的に検討しているところである。 また、活動の様子や実際に援助しての感想、利用者の声などをホームページや機関誌に掲載することで利用促進に取り組んでいる。 2021年（令和3年）7月には、子育て応援センターにおける「プチ預かり」を開始することで登録者も増え、利用実績も増加傾向にある。 協力会員の退会もあるが、依頼会員登録の説明時に、協力会員の内容についても伝えることで、依頼会員から協力もできる両方会員になることもあり、市民の助け合いという良い関係が築けている。 今後も継続した実態や状況の把握により、良好な制度運営に努める。	2022/9/14
17	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (17) 子育て応援プレゼント事業に関する物品配布の方法や在り方について		●		○		
18	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (18) 未就学児とその親が親子で一緒に楽しめる場所を増やすことについて		●		○		
19	2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見 (19) 「あのね」を子育て世代だけでなく幅広い世代や職場にも浸透させることについて	(表省略) 上記の事業はその事業名から子育て支援関連の事業であることは連想できるが、それぞれがどのような事業なのか、また各事業の内容の違いについて、おそらく多くの市民が正確に理解できないと思われる。またいずれにも「センター」または同義の「拠点」が使われている。なお当該事業名は福山市独自で定めたものではなく、いずれも厚生労働省が策定した政策の中にある事業名である。一方、愛称の「あのね」、「キッズコム」、「ふくやまローズひろば」は福山市が独自に制定したものであり、福山市の工夫や努力を見ることが出来る。福山市では事業または実施施設に対し、暖かく親しみやすいイメージを想起させる愛称を付している。しかし「キッズコム」こそキッズという言葉から子ども・子育て関連施設と想像できるが、「あのね」、「ふくやまローズひろば」という愛称からは事業や施設のイメージがわきにくい印象を持った。施設名または施設愛称からその事業や施設を明確にイメージできないと、事業内容や施設が周知されにくく、また浸透しないのではないだろうか。 「あのね」はまだ歴史が浅く、また「あのね」を利用または利用を考える世代は概ね平成29年6月の開設以降の妊産婦や未就学児を持つ世代に限定されることから、「あのね」を利用したことがない、または「あのね」のことを知らないという市民が多いのではないかと推測され、現状では市民に十分に浸透しているとは言えないと思われる。「あのね」の機能強化・拡充に努めるとともに、引き続き幅広い世代の市民に対し周知徹底を図ることが必要である。今後の周知の方策としては例えば、福山市内世帯だけでなく、公共施設や市内事業所に対し、「あのね」を周知させるパンフレットの配布や告知イベントを実施すること等も考えられる。		●	○	広島県のアンケートによると、「あのね」の認知度については、2022年（令和4年）3月末現在で、86.3%であり、「あのね」に相談に来てほしい世代については、認知されてきていると考えている。 現在、子育て情報誌「びんまる」と連携協定を締結し、定期的に「あのね」の情報や市の子育て支援策を掲載する取組も実施しているところである。 引き続き、福山市ホームページ・広報ふくやま・ラジオ・出前講座等を通じて、ネウボラ相談窓口「あのね」の周知を行い、また、地域の子育てサークルや、学区の公民館やコミュニティセンター、民生委員定例会へネウボラ相談員が出向き、周知啓発を行うことで、幅広い世代への周知を行っていく。 さらに、2022年（令和4年）10月から、ラインを通じて子育て支援事業やイベント等に関する情報配信を強化することとした。	2022/9/14

No.	監査結果（抜粋）	区分		対応状況				
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難		
20	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (1) 乳児保育促進事業に関する添付書類について	本事業の実施主体には、余剰金が当該施設拠点区分の前年度収入決算の6か月相当額を下回ることが求められている。つまり、拠点区分の決算数値により判定を行う必要がある。この点、福山市において各施設が実際に添付していた資金収支計算書及び貸借対照表は、法人全体（第1様式）、事業区分別（第3様式）、拠点区分別（第4様式）のいずれかを各施設の判断で提出している状況であった。 確かに、一つの施設のみを運営している社会福祉法人の場合は、法人全体（第1様式）、事業区分別（第3様式）、拠点区分別（第4様式）のいずれであっても、判定に影響は及ばない。サンプルとして抽出した施設も、一つの施設のみを運営する社会福祉法人の施設であったため、現状の判定に誤りがあるわけではない。 しかし、複数の施設を運営する法人の場合は、拠点区分別（第4様式）のものでなければ、上記要件の判定はできない。またこの要件は、あくまでも拠点区分での判定を求めており、判定を効率的に実施するためにも、添付書類として提出を求める資金収支計算書及び貸借対照表は、拠点区分別（第4様式）のものに統一するべきである。拠点区分別（第4様式）の計算書類は必ず作成されるものであり、その様式に限定して添付を求めることは施設側の事務負担を増大させるわけではないと考えられる。	●	○			2022年度（令和4年度）から要件の判定を効率的に実施するため、複数の施設を運営する法人の場合、添付書類として提出を求める資金収支計算書及び貸借対照表は、拠点区分別（第4様式）の提出を求め、要件の判定を行っている。	2023/9/14
21	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (2) 乳児保育促進事業に関する余剰金の確認方法について	余剰金には、人件費積立資産や修繕積立資産等、各種積立資産が含まれることとなっている。添付書類である貸借対照表のチェックの証跡を見ると、純資産の部の「その他の積立金」が確認の対象となっていた。 「その他の積立金」とは、将来の特定の目的のために理事会の決議に基づいて積み立てられるものであり、積立金を計上する際は、同額の積立資産を積み立てる必要がある。一方、「積立資産」とは、資金管理上の理由等から必要がある場合に積み立てられるものであり、積立金を積み立てることは求められていない。 「余剰金が当該施設拠点区分の前年度収入決算の6か月相当額を下回ること」という要件は、余剰金に「積立資産」を含めることとされていること、社会福祉法人会計基準において積立金を積み立てずに積立資産を計上することが許容されていることから、余剰金について適正に判定するためには、純資産の部に計上されている「その他の積立金」ではなく、資産の部に計上されている「積立資産」を確認するべきである。	●	○			2022年度（令和4年度）から余剰金について適正に判定するため、純資産の部に計上されている「その他の積立金」ではなく、資産の部に計上されている「積立資産」を確認している。	2023/9/14
22	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (3) 乳児保育促進事業を実施する者が学校法人である場合の要件について	本事業を実施する者は社会福祉法人が大部分を占めているが、一部に学校法人がある。学校法人の計算書類は、学校法人会計基準に基づいて作成されるので、社会福祉法人の計算書類とは様式が全く異なる。「余剰金が当該施設拠点区分の前年度収入決算の6か月相当額を下回ること」という要件は社会福祉法人を前提とした規定となっており、学校法人にそのまま当てはめることができない。 学校法人会計基準では「特定資産」という概念がある。特定資産とは、校舎その他の施設の増設や改築、機械・備品などの設備投資等、将来の特定の支出に備えるために積み立てられた預金等をいう。本事業の対象となっている学校法人について、上記要件の判定過程を確認したところ、余剰金として扱われていたものは「翌年度繰越支払資金」のみであった。社会福祉法人の場合は各種積立資産を余剰金として扱うこととしているが、学校法人の場合にそれと同様の性格である特定資産を余剰金として扱わないことは不合理である。当該学校法人について、特定資産を余剰金に含めて判定した場合、余剰金が前年度収入決算の6か月相当額を超過することとなり、本事業の基本分は対象外となることが判明した。運営主体によって拠るべき会計基準は異なるので、運営主体別に公平な判定ができるよう、規定を整備する必要がある。社会福祉法人以外の施設として、学校法人については本事業に参入している施設が既に存在しているので、学校法人会計基準に基づいた規定を早急に整備されたい。	●	○			社会福祉法人でいう余剰金と同様の性格である学校法人会計基準における「特定資産」について、学校法人の余剰金に含めて、本事業の基本分の対象とする要件にあたるかどうか審査を行うよう、2022年度（令和4年度）に要綱を改正した。	2023/9/14
23	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (4) 各施設に口頭で確認したことの記録について	「勤務時間が週30時間以下」の要件について、雇用契約書、労働条件通知書のみでは十分な確認ができない場合は、電話による口頭確認がなされているが、その確認の記録方法が定まっていなかった。現物資料を閲覧したところ、雇用契約書等に直接記載する方法、付箋に記録を残す方法等があった。一方で、口頭で確認をしたのみで、記録として残っていないケースが見受けられた。一定の要件を設けて助成を行う以上、後になって要件を充足していることの確認ができる状態で記録を残しておくべきである。本事業については「勤務時間が週30時間以下」の要件が撤廃されたところであるが、今後、何らかの要件について口頭により確認を行う際は、記録を保存することを検討されたい。	●	○			2022年度（令和4年度）から、要件等について、口頭による確認を行った場合、記録を保存していく。	2022/9/14
24	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (5) 職員給与等改善費支給後の用途を把握した上で、事業目的の達成状況を検証すること	福山市において、職員給与等改善費にかかる事業は「特別委託料」として扱われていることから、経理等通知を参考に、施設の裁量で給与改善に充てていただくよう整理しており、用途の把握まではなされていない。しかし、一般委託料について経理等通知に基づく弾力運用を行う中で、私立施設の保育士等の給与改善が必要だと判断されていること、また職員給与等の改善を行うことにより児童処遇の適正化や保育内容・職員資質の向上についても図ることができると考えられていることから、公定価格の上乗せとして福山市が独自に支給する本事業の支給額については保育士等の給与に充てられるべきである。ただし、まずは本事業の支給額がどのような用途に活用されているのかを把握することが重要である。用途を把握することにより効果的な実態調査及び真に必要な対策の検討が可能になるであろう。用途について一定の制限を設ける必要があるのか、また財務状況の観点から支給対象自体について一定の制限を設ける必要があるのか等、本事業がより効果的かつ効率的なものとなるよう適時に検討されることが期待される。	●	○			2022年度（令和4年度）分から職員給与等改善費の用途を把握できるよう実績報告を求めていくこととし、2022年（令和4年）6月その旨を施設に事前周知した。	2022/9/14
25	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (6) 資料の保存期間について	職員給与等改善費にかかる事業は平成17年度より開始している。事業開始当時の保育環境を把握するために、事業開始当時の経緯を確認したところ、資料が残っておらず確認することができなかった。確かに、形式的な文書の保存期間は経過しているのかもしれない。しかし、本事業のように、事業開始時からの経過を随時確認し、事業目的の達成状況を把握するべきものについては、形式的な文書保存期間にとらわれることなく資料として保存しておくことが望ましい。本事業については、資料がない以上もはやどうすることもできないが、今後新たに開始する事業については、必要性に応じて文書の保存期間延長等を検討されたい。	●	○			文書の保存期間については、福山市文書取扱規程に基づき決定している。2022年度（令和4年度）から、資料として保存するか否かについては、廃棄する際に、歴史的な文書の収集基準に基づき判断していく。	2022/9/14
26	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (7) 障がい児保育に対する支援の在り方について	令和元年8月21日付け一般社団法人福山市私立認可保育施設協会からの要望書において、障がい児保育推進事業における認定基準の適正化及び各施設の支援状況に相当する予算の確保について要望がなされている。要綱別紙①及び②の児童は、手帳所持の有無で絶対的に審査がなされるので異論はない。しかし、要綱別紙③の児童は、申請者の主観が混ざるものであり、膨大な申請件数を全て認定するわけにもいかず、相対評価にならざるを得ない。令和元年度及び令和2年度における、要綱別紙①②③の区分別の申請件数及び認定件数を示す。 (表省略) 本事業に関して福山市の努力は理解できるものの、保育の現場からは今以上の支援を求められているのが現状である。発達障害の増加、統合保育への関心等、障がい児保育の重要性が高まっていることを踏まえ、保護者、保育施設及び福山市とで議論を重ね、福山市における障がい児保育がより充実したものとなっていくことが期待される。	●	○			2021年度（令和3年度）以降、段階的に当事業の予算を拡充している。引き続き、私立認可保育施設協会と連携し、より充実した取組となるよう努める。	2023/9/14

No.	監査結果（抜粋）	区分		対応状況		
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難
		措置内容／措置困難理由			措置公表日	
27	<p>3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見</p> <p>(8) 施設型給付及び地域型保育給付における処遇改善等加算の実績報告書の審査において異常値を検出した場合には記載金額の根拠を確認すること</p>	<p>ある1施設をサンプルとして、処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの令和元年度実績報告書に係る審査の方法について詳細にヒアリングを行った。</p> <p>処遇改善等加算Ⅰの実績報告書については、添付書類である賃金改善明細により、賃金改善状況を確認できていた。しかし、処遇改善等加算Ⅱの実績報告書では、実績報告書の記載方法が誤っている可能性があるとして推測される。具体的には、基準年度と比較し、処遇改善等加算Ⅱとして1,245,140円が賃金改善に充てられていなければならないところ、8,620,095円の賃金改善がなされているという内容の実績報告書となっていた。それらの数字を額面通り比較すれば必要額の賃金改善はなされているという結果となるが、その差は7,374,955円と多額であり、実績報告書の記載方法が誤っている可能性があるとして推測される。</p> <p>この点、総務省行政評価局による「子育て支援に関する行政評価・監視結果報告書（平成30年11月）」（以下、「総務省報告書」という。）において、処遇改善等加算に係る賃金改善確認の実施状況について、次のような所見がある。</p> <p>内閣府及び厚生労働省は、地方公共団体における処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底を図る観点から、必要に応じ文部科学省と協議を行い、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 認可保育施設等における処遇改善等加算に係る賃金改善額が、対象となる保育従事者等の給与へ適切に反映され、適正な給与水準が維持されているかについて、賃金改善実績報告書の提出時や監査の機会等を通じて賃金台帳等を活用した確認を行うよう、地方公共団体に要請すること。</p> <p>② その際、賃金改善確認の対応に苦慮している地方公共団体の参考となるよう、地方公共団体が独自に様式を定め、保育従事者等一人一人の賃金改善の状況を確認するなど創意工夫している取組例を収集し、必要な情報を提供すること。</p> <p>福山市では、賃金台帳等の原始資料の提出を求めていることはしていない。処遇改善等加算に係る事務について、国から具体的な方法の指示がないとしても、総務省報告書の趣旨から鑑みて、合理的な審査体制を構築する必要があると考える。したがって、金額の記載誤りがあると推測される場合には、追加で適宜資料を求めたうえで審査を実施することを検討されたい。</p>	●	○		
28	<p>3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見</p> <p>(9) 処遇改善等加算に係る令和2年度の改正事項について、対象となる全ての施設に理解をしていただくよう努めること</p>	<p>令和2年度において、処遇改善等加算について重要な改正がなされた。具体的には、処遇改善等加算Ⅰは、算定の起点となる基準年度について、固定時点（支援法による確認の効力が生じる年度の前年度）となっていたところ、加算Ⅰ新規事由がない場合には「加算当年度の前年度」とされた（加算Ⅰ新規事由がある場合は割愛する）。また、処遇改善等加算Ⅱは、副主任保育士等（職員A）に係る加算額の配分について、一定数確保する必要があったところ、「1人以上」に緩和された。</p> <p>処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの令和2年度計画書を確認したところ、処遇改善等加算Ⅰの改正について理解ができていないと思われる計画書が散見された。この点について福山市の対応状況を確認したところ、施設から個別に質問を受けており、改正内容について理解していただくよう可能な限り努めたとのことであった。また、令和2年度は処遇改善等加算の改正があるので、年度開始当初に説明会の開催を検討していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況からやむを得ず取りやめたとのことであった。</p> <p>令和2年度計画書には、施設とのやり取りの記録が残っており、福山市における試行錯誤の努力をうかがい知ることができた。しかし、制度改正について、計画書の段階で完全には理解できていない施設があるのも確かなことである。したがって、令和2年度実績報告書の提出を受ける際は、対象となる全ての施設に理解をしていただくよう対応が求められる。また、福山市も検討していたことであるが、新型コロナウイルス感染症等特別な要因がない限り、制度改正がある年度等は施設に対して予め周知の機会を設けることが望ましい。</p>	●	○		2022/9/14
29	<p>3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見</p> <p>(10) 施設等利用費を法定代理受領する場合に、施設において「特定子ども・子育て支援提供証明書」（以下、「提供証明書」という。）の交付がなされていなかったこと</p>	<p>福山市における法定代理受領の事務フローには、提供証明書に係る事務フローがない。この点について担当課に確認したところ、幼児教育・保育の無償化が開始したのは令和元年10月からであるが、制度改革への対応に向けた実務の中で、内閣府が公表する実務フローの確認が漏れてしまったとのことであった。</p> <p>法定代理受領の場合の提供証明書については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」の第57条において、施設が市町村及び保護者へ交付するよう規定されている。</p> <p>ただし、当該条項については、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）」等を踏まえ、市町村の負担軽減のための見直しが行われる予定である。具体的には、令和4年4月1日を施行日として、施設が法定代理受領する場合に義務付けられている保護者及び市町村に対する提供証明書の交付を、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園（これらの施設における預かり保育事業も含む。）については不要とする改正がなされる予定である。</p> <p>今後、福山市においては、法令等で規定された範囲内で効果的かつ効率的な事務体制を検討し構築することが求められる。</p>	●	○		2022/9/14
30	<p>3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見</p> <p>(11) 病児・病後児保育事業にかかる交付要綱について</p>	<p>福山市の病児・病後児保育事業にかかる委託料の金額は、交付要綱第6条に「別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。」と規定されているが、交付要綱別表には、病児・病後児保育事業にかかる委託料の計算と、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（以下「感染拡大防止事業」という。）にかかる補助金の計算がまとめて規定されている（表1参照）。しかし、福山市で実際に行われている事務は、病児・病後児保育事業にかかる基準額（表1第2欄（1）～（3））と病児・病後児保育事業に必要な経費を比較し、感染拡大防止事業の基準額（表1第2欄（4））と感染拡大防止事業の経費を比較して補助金等の金額が算定されているため、現在の規定方法では交付要綱とは異なる事務が行われていると評価する余地がある状況である。</p> <p>国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」には、感染拡大防止事業は病児保育事業とは別の区分に規定されており、これと同様の規定に変更するか、感染拡大防止事業のみの要綱を作成する等の対応を検討していただきたい。</p>	●	○		2022/9/14
31	<p>3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見</p> <p>(12) 病児・病後児保育事業にかかる実施要綱について</p>	<p>実施要綱第4条に「子育て支援事業の実施主体は、市又は市内に所在する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、病院若しくは診療所の設置者・」と規定されているが、この文言では病院等が病児・病後児保育事業の実施主体であるとの誤解を生じさせてしまう。</p> <p>国の病児保育事業実施要綱には、「実施主体は、市町村とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。」と規定されている。当事業を実施施設に委託した場合においても、主体はあくまで行政であり、事業についての最終的な責任は委託者である行政に帰属する。実施要綱第4条について、適切な文言へ変更すべきである。</p>	●	○		
32	<p>3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見</p> <p>(13) 病児・病後児保育事業にかかる実績報告書の審査（人件費）について</p>	<p>担当課へヒアリングを行ったところ、看護師等が病児・病後児保育事業以外の業務に従事した時間にかかる人件費について、病児・病後児保育事業に必要な経費から除外していることの確認が行われていなかった。また、提出を受けた人件費明細の一部において、一人の職員の法定福利費が職員棒給額の半分以上の金額となっており異常値であるものの、施設へのヒアリングや賃金台帳等の追加書類を求めると十分な審査が行われた形跡が確認できないものがあった。</p> <p>病児・病後児保育事業に必要な経費の中で、「人件費支出」の占める割合は大きく重要な区分である。審査時には、各書類間の整合性の確認のみならず、審査書類が事実に基づいて正確に作成されているか、事業に必要な経費に該当するかといった観点からも審査する必要がある。そのためにも、事業実績報告書の提出を受ける際に、給与額等の根拠資料や、従事した作業時間のわかる資料を添付してもらうことが望ましいと考える。</p>	●	○		2022年度（令和4年度）から実績報告書に加え、月報や勤務実績、給与台帳を確認することで確認している。

No.	監査結果（抜粋）	区分		対応状況			措置公表日
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難	
33	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (14) 病児・病後児保育事業にかかる実績報告書の審査（事務費・事業費）について		●		○		
34	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (15) 病児・病後児保育事業にかかる実地調査の実施		●		○		
35	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (16) 病児・病後児保育事業にかかる委託料の計算方法の改善について		●		○		
36	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (17) 地域子育て支援拠点事業の要綱について		●		○		2022/9/14
37	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (18) 地域子育て支援拠点事業における実績報告書の審査		●		○		

No.	監査結果（抜粋）	区分					対応状況	
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難	措置内容／措置困難理由	措置公表日
38	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (19) 地域子育て支援拠点事業における実地調査の実施	地域子育て支援拠点事業の実施施設に対して、実地調査が行われておらず、また要綱や委託契約書を確認したところ、実地調査についての規定が確認できなかった。 牽制機能を生じさせるため、定期的実地調査を行い、職員の配置状況や実施報告書の記載内容の正確性等について確認することを検討していただきたい。	●	○			2022年度（令和4年度）から施設監査に併せて本事業についても確認している。	2023/9/14
39	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (20) 延長保育事業及び一時預かり事業における実地調査の実施	交付要綱別表によると、延長保育事業では「平均対象児童数」、一時預かり事業では、「年間延べ利用児童数」が補助金の算定の基礎となっているが、その人数については実施施設から提出される延長保育（一時預かり事業）実績報告（月報）が根拠となり、その正確性についてはまだ検証できていない。実績報告書の審査の担当部署は保育施設課であるが、各施設への指導監査は別部署が行っており、指導監査の際に実績報告書の提出書類等に関する確認は行われていない。牽制効果を生じさせるため、指導監査等を実施施設に対して行っている部署と連携して、会計帳簿や賃金台帳等の書類確認し、実績報告の際に提出された人件費明細や実績調書の数値の正確性を確認することが望ましいと考える。	●	○			2022年度（令和4年度）から施設監査に併せて本事業についても確認している。	2023/9/14
40	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (21) 子ども・子育て支援システム保守等におけるユーザーIDの棚卸について	「情報セキュリティ実施手順」において、「認証情報が適切に維持管理されていることを、定期的（最低年1回）に点検する」と規定されているが、システム権限一覧を確認したところ、同一アカウントが二重に登録されているなど不要なIDが残っており、定期的にユーザーIDの棚卸が実施されていることを確認することができなかった。静脈認証やIP制御等によりセキュリティ対策が取られているとのことであり、現状セキュリティ上大きな問題が生じているわけではないが、不要なIDが存在している状態は好ましくないため、定期的なユーザーIDの棚卸を行うことが望ましいと考える。	●	○			「情報セキュリティ実施手順」に基づき、2022年度（令和4年度）においては7月に点検し、ユーザーIDの棚卸を適切に行った。引き続き、毎年度実施する。	2022/9/14
41	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (22) 子ども・子育て支援システム保守等におけるユーザーIDの権限の付与について	当システムのシステム権限は、管理者権限、一般的な利用者権限及び閲覧権限の3種の権限が設定されている。個人ごとに各業務の権限を集計したところ、その大半に1つ以上の業務の管理者権限が付与されている。一般的に管理者権限は、システムの改変や機密情報の持ち出し、不正なアカウントの登録といった不正行為も容易であることから、付与する対象者は必要最低限とすべきである。IDの棚卸の際にシステム権限についても見直しを行っていただきたい。	●	○			2022年度（令和4年度）においてはユーザーIDの棚卸と併せて管理者権限の見直しを行った。引き続き、毎年度実施する。	2022/9/14
42	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (23) 公立保育施設維持補修（工事請負費）における設計金額の合理性の検討について	以下の2つの工事はいずれも同じ内容の照明工事で設計金額も近い額にもかかわらず、請負金額に大きな差額が生じていた。 （表省略） その理由について確認したところ、「随意契約の場合、最低制限価格を設けていないため、こうした差額が生じる可能性がある。」とのことであった。 福山市では、競争入札の場合の落札価格については、設計金額に基づいた最低制限価格が設定されているため、設計金額から大きく離した価格で工事契約が行われることはない。一方、随意契約では、最低制限価格が設けられていないため、契約金額が設計金額から離れる場合がある。このような離れが生じる要因としては、まず、業者側の企業努力ということが挙げられる。しかし、設計金額と市場価格との間のズレによるものである可能性も考えられる。設計金額が合理性のあるものであるためには、その設計金額が市場価格を適正に反映して設定されていることが必要である。上記の2工事のように設計金額が同じにもかかわらず、契約金額（見積金額）が大きく異なる事例については、その原因を検討し、設計金額の合理性を確認することが重要である。	●	○			2022年度（令和4年度）から、同様の工事内容であるにもかかわらず契約金額に大きな差異が生じた場合は、安価な契約金額となった工事の設計内容を再度確認するなどその原因を究明するとともに当該工事の品質及び水準が適正なものとなるよう注視する。	2022/9/14
43	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (24) 施設維持改良費における同一施設において同時期に行われる複数の少額工事の発注方法について	第4の2-2-13. 記載のNo.6から15までの福山市立旭保育所における各工事は工期が令和2年12月前後とほぼ同時期に施行されている。また、いずれも金額が130万円未満の少額工事であるため、福山市契約規則に基づいて随意契約により契約が行われており、各工事について見積書の徴取状況を見ると、2者からの徴取が2工事、1者のみからの徴取が7工事となっている。 しかしNo.6から15までの工事の契約金額を合計すると3,473,800円となるため、仮に一つの工事として発注が行われていれば、随意契約ではなく競争入札によって契約を行うこととなったと考えられる。これらの工事をそれぞれ別工事として発注することとなった理由については、「工事対象が電気設備、給排水設備、建築など工種が異なること、又同一工種においても関連性がなかったため。」とのことであった。随意契約よりも競争入札による契約の方が契約金額の客観性は高まることから、同一施設において同時期に行われる複数の少額工事については、できるだけ一本化して発注することによって競争入札に付されることが望ましいと考える。	●	○			2022年度（令和4年度）から、工事執行に係る契約金額の客観性を高めるべく当該施設をよく確認し工事内容を検討することにより極力同種工事を一本化して発注するよう努める。	2022/9/14
44	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (25) 見積書の保管について	見積書については、コロナ対応として、原本提出の他に、電子メール又はファクシミリによる提出が行われている。その結果、見積書（契約を締結しない方の業者分）は、原本又は電子メール・ファクシミリの写しが保管されることとなっている。 随意契約においては、提出された見積書の比較によって請負業者が決定されることから、見積書は重要な契約関係書類と言える。電子メール又はファクシミリによって提出された見積書については、福山市の受信日を印字した上で保管することにより、契約関係書類としての根拠性を高めることができるものとする。	●	○			2022年度（令和4年度）から、随意契約における契約関係書類の根拠性を高めるため、電子メール又はファクシミリによって提出された見積書については、本市の受信日を印字するなど適正な保管に努めている。	2022/9/14
45	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (26) 施設維持改良費（耐震改修）における耐震改修の進捗について	令和元年にかけて耐震診断調査や耐震改修工事設計などの業務委託が実施されているが、直近である令和2年度においては施設維持改良費（耐震改修）についての事業費は計上されていない。福山市の公立幼稚園の耐震化率が低い状況にあるため、建物の耐震化を図ることは重要であるが、出生数、就学前児童数の減少が広がっている状況にあり、耐震化工事の実施にあたっては、今後の保育需要の変化を見極めながら、予算化を検討する必要があることがその背景となっている。また、幼稚園に限らず、就学前教育・保育施設の再整備については、『福山市公立就学前教育・保育施設の再整備計画』に基づき、集団保育の確保を基本に就学前子どもの数の推計や保護者のニーズ、地域の状況等を踏まえるとともに解決すべき課題を精査し、その内容と緊急性などを総合的に検討・判断する中で進めているのが現状である。公立幼稚園9園のうち耐震性なしの施設は5園であり、また、公立保育所の中で旧耐震基準のままのものは12施設となっている。公立幼稚園・保育所ともに可能な限り早期の耐震化の完了が望まれる。	●	○				
46	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (27) 財産台帳（土地、建物）にかかる内海保育所用地の表示登記について	財産台帳（土地、建物）を閲覧したところ、内海保育所の土地基本カードが見当たらず、地番、地積等の情報が不明であった。内海保育所用地については、旧内海町時代の昭和50年に埋め立ての許可を県に貰い、埋め立てをしてきたものであり、その後、平成15年2月に旧内海町が福山市と合併したことによって福山市の財産に加わったものである。現在の土地の所有としては福山市となっているが、土地の表示登記を行っておらず、内海保育所は、公図上「海」となっており、登記簿や地番がないため、土地基本カードは作成されていないことがその理由である。内海保育所は、市民に対して保育サービスを提供するために重要な福山市の行政財産である。すみやかに土地としての表示登記を行うことが必要である。	●	○				

No.	監査結果（抜粋）	区分		対応状況			措置内容／措置困難理由	措置公表日
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難		
47	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (28) 元紅葉保育所土地の管理担当課について	福山市東桜町所在の元紅葉保育所の土地は、現在は福山市本庁舎駐車場として使用中であるが、保育施設課の業務に使用されているというよりも、市役所本庁舎全体で使用されている状況にあり、保育施設課において普通財産として管理するのではなく、市役所本庁において行政財産としての管理を行うことを検討すべきと考える。	●		○			
48	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (29) 保育所用地の借受にかかる土地賃貸借契約書について	西多治米保育所は、令和元年の所有者死亡により、相続人代表と覚書を作成し、契約を継続中となっている。現在においては相続手続も完了していると思われるので、現在の所有者と新たに土地賃貸借契約書を作成すべきである。また柳津保育所は、契約日である平成25年4月1日において所有者死亡のため、相続人代表と賃貸借契約書を作成し、契約を継続中となっている。現在においては相続手続も完了していると思われるので、現在の所有者と新たに土地賃貸借契約書を作成すべきである。	●		○			
49	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (30) 柳津保育所の借受料の改定について	柳津保育所は借受料360,000円が基準借受料484,209円を下回っている。また、駐車可能台数は西多治米保育所と同じ10台であるが、地積は西多治米保育所の約2倍となっており、借受料の増額改定を検討することが必要と考える。	●		○			
50	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (31) 常金丸保育所の借受料の改定について	土地賃貸借契約書では「賃貸料は、年額202,930円とする。」とあり、借受料の額については固定されている。しかしこの年額202,930円という金額は、福山市普通財産（不動産）賃付要領」を準用して、賃借契約開始時点の固定資産税評価額に基づく基準借受料によって決定されている。借受料の根拠が基準賃借料となっているのであれば、借受料を固定額とするのではなく、毎年度、対象地の固定資産税評価額改訂に合わせて借受料の改定を行うように土地賃貸借契約書を変更すべきと考える。	●		○			
51	3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見 (32) 賃借中の保育所用地の取得（購入）の検討について	現在賃借している保育所用地の大部分は児童送迎用のための駐車場として使用されているものとなっている。これらについて、保育所建物等の敷地のように恒久的に使用されるものではなく一時的に使用されるものであるならば、借受料を支払いながら賃貸借契約を継続することが適当である。しかし近年、保護者による自動車を使った児童の送迎は常態化しており、保育所運営において児童送迎用駐車場用地の確保は必須とも言える。現在借受中の保育所用地が将来的にも駐車場として必要な土地であるとすれば、その土地について賃貸借契約を継続するのではなく、取得（購入）することを検討する必要があると考える。	●		○			
52	4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (1) 放課後児童クラブの利用者負担割合	国の想定する放課後児童クラブにおける運営費の考え方によると、保護者1/2、国1/6、広島県1/6、福山市1/6が負担割合となる。福山市の保護者の利用料負担は5,000円から6,000円程度となり、現行の福山市の利用料とは大きく開きがある。福山市の経過としては、平成10年に利用料を導入して以来、受益者負担の適正化を念頭に事業運営に取り組んでおり、運営経費の抑制やサービス拡大による利用児童数の増加（平成10年1,291人→令和2年6,192人）によって、保護者の負担割合も平成10年当時の約16%から現在の概ね25%に推移しているところである。しかし、国が示す「クラブ運営費における利用者負担割合は概ね50%」という考え方の半分負担に過ぎない。今後は、福山市の子育て支援施策全体を勘案する中で、引き続き効率的な運営によるコスト抑制を図りながら、受益者負担の適正化に取り組んでいき、国が本来考えている負担割合に近づくように見直しを行う時期を検討していく必要がある。	●		○			
53	4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (2) 放課後児童クラブの公立と私立の比較	福山市では私立小学校が運営する放課後児童クラブに対しては全く補助制度が存在しない。放課後児童クラブは、すべての保護者と児童が利用する可能性があり、通学先が公立小学校か私立小学校かの違いによって放課後児童クラブの利用料に差が生じることは公平性が確保されていないと考えられる。保護者が就労などで昼間家庭にいないすべての児童にとっては必要不可欠なものであるという点では、公立小学校と私立小学校の間で差はない。国や市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を満たした放課後児童クラブの運営を私立小学校が行う場合は、公的な補助を受けることができるような制度の検討が望まれる。	●		○	本市の放課後児童クラブは、おおむね1小学校に1クラブが設置されており、市内の小学校に在学又は市内に住所を有する児童であり、かつ保護者の就労要件等を満たしていれば、私立小学校の児童も利用することができる。 現在、私立小学校で実施している放課後児童クラブ事業は、在校生のみを対象に運営されているため、公的な補助制度の創設は現時点では考えていない。		
54	4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (3) 放課後児童クラブの利用料	福山市の放課後児童クラブの利用料は、毎月定額であり、平日は何時間預けても、利用料に差が生じることはない。また、土曜日・学校代休日だけでなく、春・夏・冬休みのように長期休暇中に放課後児童クラブを一日中利用したとしても、利用料は定額のみである。 放課後児童クラブの運営費は、支援員や補助員の人件費等が大部分を占めており、受益者負担の原則を踏まえ、利用時間や利用日数等に依りて利用料を負担することが基本となる。ただし、利用時間を個別に集計するには事務負担等が生じることから、利用時間等のみを考慮して利用料を決定するのは現実的ではなく、受益者負担の原則と事務負担コスト等のバランスを考えながら利用料を決定するのが合理的である。他の地方自治体の放課後児童クラブの利用料を調査すると、迎える時間によって利用料に差を設けたり、夏休みがある8月のみ利用料の値上げを行ったりする等それぞれの地方自治体の考えや方針により、利用料を設定している。ITが発達し、入退室等の管理システムが導入しやすい環境になっている状況のなか、福山市においても、受益者負担の原則と事務負担コスト等のバランスを考えながら、利用料の決定方法の見直しを検討することが望ましい。	●		○			
55	4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (4) 放課後児童クラブの減免制度の対象範囲拡大	福山市の保育料については、ひとり親世帯の所得金額が一定の水準未満である場合、保育料表の特例が適用されることになる。これは、ひとり親世帯の子育ての経済的負担軽減を図り、子育てを促進するという観点では、有用な制度であると考えられる。しかし、ひとり親世帯の子どもが小学校に上がり、放課後児童クラブを利用する場合には、負担額を軽減するような特例制度が適用されなくなってしまう。ひとり親世帯の支援政策はまだ進んでいないといえないので、より手厚い経済的な支援を行っていく必要がある。ただし、ひとり親世帯のなかには、十分な所得がある世帯も存在するため、ひとり親世帯という理由だけで放課後児童クラブの利用料負担額を軽減するのは適切ではない。今後、放課後児童クラブの保護者の利用料負担が増加することになれば、所得の少ないひとり親世帯にとってはより影響が大きくなる。一定の所得制限を設けてひとり親世帯の放課後児童クラブの利用料負担額を軽減することが、子どもの健全な育成を図るとともに、ひとり親世帯の就業及び自立を促進することにつながると考えられる。	●		○	現在、ひとり親世帯としての減免ではなく、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯に該当する家庭については、利用料を減免をしているところであり、利用者の負担の軽減を図っている。 また、利用料についても1998年（平成10年）に利用料を導入以降、3,000円に据え置かれており、他都市と比べても低い水準となっている。 以上のことから、ひとり親世帯に対する更なる負担軽減は現時点では考えていない。		
56	4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (5) 放課後児童クラブの開設時間の延長	福山市の放課後児童クラブの開設時間は月曜日から金曜日は18時まで、土曜日は17時までである。この開設時間は、通常時も春・夏・冬休みも同様である。これは、就学前までは18時以降の延長保育を利用していた世帯にとっては、迎える時間が早くなることになる。福山市の放課後児童クラブの開設時間を延長することは、フルタイムで長時間の勤務をする世帯にとっては歓迎すべきことである。しかし、放課後児童クラブの開設時間を延長することにより、人員が追加的に必要となり、運営費も増加することになる。また、放課後児童クラブの開設時間を延長することで、家族で過ごす時間がより少なくなるという弊害が生じることになる。したがって、福山市の放課後児童クラブの開設時間を延長することについて、時代背景を考慮しながらメリットとデメリットを総合的に勘案し、利用者からアンケートをとるなどして、慎重に検討することが大切である。	●		○	開設時間の延長については、2022年（令和4年）12月に保護者アンケートを実施し、その結果を踏まえて検討した結果、2023年度（令和5年度）から5クラブで開設時間の延長を実施することとした。 【2023年度開設延長クラブ】 御幸・湯田・松永・緑丘・新涯 【開設延長後の開設時間】 通常期平日 放課後～19時 長期休業日 8時～19時 土曜日 8時～18時 開設時間延長については、利用者ニーズ等を的確に把握する中で、対応クラブ拡大に取り組む。	2023/9/14	

No.	監査結果（抜粋）	区分				対応状況		
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難	措置内容／措置困難理由	措置公表日
57	<p>4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (6) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について</p>	<p>ア 福山市における高額な損害賠償事案への対応 福山市においては、日本スポーツ振興センターの給付金額の不足分を補う方法として、全国市長会損害保険に加入している。この全国市長会損害保険により、福山市に国家賠償法、民法上の損害賠償責任が生じたことにより被る損害に対して総合的に保険金が支払われることになる。福山市は令和元年度から損害賠償保険の契約類型を変更しており、平成30年度までは、契約類型（A型）で身体賠償1名につき2,000万円の限度額であったものが、令和元年度以降は契約類型（E型）で身体賠償1名につき1億5,000万円の限度額となっている。このように、福山市では、日本スポーツ振興センターだけでなく、全国市長会損害保険にも加入し、契約類型を変更し保険金額を増加することで、高額な損害賠償事案に対応できている。</p> <p>イ 私立保育所等における高額な損害賠償事案への備え 私立保育所等において、高額な損害賠償事案へ対応できるような共済や保険に加入しているか福山市に確認したところ、各保育施設の保険の種類や限度額等までは取りまとめて管理等はしていなかった。日本スポーツ振興センターの共済制度は、国、施設等の設置者及び保護者等による互助共済制度であり、施設の管理下で発生する不慮の事故を補償するので、被害者救済のために有用な意味をもつ。ただし、災害共済給付制度への加入は任意であり強制力をもつものではない。各保育施設が、民間の保険会社の損害賠償保険等の方が有用と判断すれば、当該損害賠償保険に加入することも考えられる。日本スポーツ振興センターの共済制度と民間の保険会社の損害賠償保険等のいずれにしても、高額な損害賠償額を請求されたときに対応できるようにすることが大切である。福山市においては、私立保育所等について、日本スポーツ振興センターの共済制度や民間保険会社の損害賠償保険等に関する加入状況や限度額等を把握し、高額な損害賠償額に対応できるよう指導していく必要がある。</p>	●			○		
58	<p>4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (7) 太陽光発電電力売払投資の回収年の計算</p>	<p>太陽光パネルの廃棄には多額のコストがかかることから、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の下で、令和4年7月から太陽光発電設備の廃棄等に関する費用について、太陽光発電事業者に対して、原則、源泉徴収的な外部積立てを定める制度が始まる。</p> <p>一般的に太陽光発電電力売払投資の販売業者から提出されるシミュレーションは、初期コストである設置費のみを用いて回収年の計算が行われており、設備のメンテナンス費用、修理・交換費用及び最終的な廃棄コストは計算に含まれていないことが多い。このような販売業者から提出されるシミュレーション資料を現実的な回収年の計算資料としてそのまま受け入れるのではなく、太陽光パネルの所有者が慎重に実質的に回収年の計算を行うことが必要になってくる。</p> <p>福山市の現在の太陽光発電電力売払投資の回収年の計算も、設置費を1年の売電額で除した計算式により算定を行っている。しかし、太陽光パネルの維持及び廃棄には、設備のメンテナンス費用、修理・交換費用及び最終的な廃棄コスト等多額のコストが発生することから、これらの将来的な維持及び廃棄コストを含めて回収年の計算を行うことが望ましい。表面的な回収年の計算ではなく、実質的な回収年の計算を行うことで、より精緻な意思決定に資する回収年の計算を行うことが可能となるからである。</p>	●			○		
59	<p>4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見 (8) 太陽光発電電力売払事業の回収期間</p>	<p>近年の売電価格の引き下げの状況のなか、太陽光発電電力売払事業を行っている事業者が存在するのは、太陽光発電システムの初期設置費が低下傾向にあり、性能も向上し発電量が増加傾向にあるから、投資の回収が十分に可能と判断するからである。</p> <p>福山市の各施設の設置費、売電額、回収年等についての表によると、平成25年度から令和2年度の間において、初期設置費の低下は見受けられない。直近の平成30年度、令和元年度及び令和2年度の初期設置費用は、平成25年度から平成28年度の平均設置費用を上回る。これは、太陽光発電電力売払投資の回収期間の長期化の一因となっている。</p> <p>太陽光発電に使用する太陽光パネルは、製品寿命が約25～30年とされているなか、福山市の各施設の設置費、売電額、回収年等についての表によると、平成30年度は30年、令和2年度は37年と回収年が製品寿命を上回っている。この平成30年度は30年、令和2年度は37年という回収年は、表面的な回収年の計算に基づくものであり、将来的な廃棄コストを加味した実質的な回収年の計算を行うと、各年度の回収年はさらに長いものとなる。これでは、太陽光発電電力売払収入事業が当初から投資額を容易に回収できない事業ということになる。</p> <p>太陽光発電電力売払収入事業の目的・ねらいは、「温室効果ガスの排出抑制を図るため、太陽エネルギーの利用を促進する」ことであり、必ずしも採算性だけにより事業を行うものではない。しかし、太陽光発電電力売払事業として実施する以上は、太陽光発電電力売払投資の回収期間を慎重に検討する必要がある。太陽光パネルの初期設置費についても市場動向を注視しながら事業を行うことが望まれる。</p>	●			○		